

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書（案）

わが国においては、350万人ものB型・C型肝炎ウイルスへの感染者・患者がいると推定されており、肝炎対策基本法では、B型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、又はその原因が解明されていなかったことによりもたらされたものがあるとして、国の法的責任が明記されているところである。

一方、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成については、現在、肝炎治療特別促進事業が実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの根治を目的としたインターフェロン治療とB型慢性肝疾患の核酸アナログ製剤治療に限定されており、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は、高額な医療費を負担しなければならぬだけでなく、就労にも支障が出るなど、生活に困難を来している。

また、身体障害者福祉法の肝機能障害に係る障害認定の基準は、患者の実態に沿ったものとなっておらず、肝炎対策基本法に基づき設置された肝炎対策推進協議会からも、交付基準が厳しく実態に即していない身体障害者手帳制度の見直しについて意見が出されている。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においては、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされているが、国では、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援については、何の具体的な措置も講じられていない状況である。

肝硬変・肝がんにより、毎年約4万人の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、国においては、B型肝炎、C型肝炎等のウイルス性肝炎の患者を救済するため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く求める。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法の肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に即した障害者認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月19日

福井県議会